

## 箕面市の 犯罪被害者等支援制度

箕面市では、犯罪行為により亡くなられた被害者のご遺族や入院を要する傷病を負った被害者を支援するために、見舞金支給による経済的な支援だけでなく、カウンセリングの実施、家事支援の提供といった日常生活の支援、転居費用や家賃等の助成といった居住の安定に向けた支援などの総合的な支援策を盛り込んだ「箕面市犯罪被害者等支援条例」を令和5年4月1日から施行しています。

犯罪被害者やその遺族、家族のかたが一日でも早く平穏な暮らしを取り戻すことができるよう、国や府、警察、支援団体などの関係機関などと連携協力して、適切な支援を行います。

条例の全文は、箕面市ホームページからご覧いただけます。



箕面市 犯罪被害者等支援

検索

相談窓口では、被害に遭われた本人だけでなく、ご家族からのご相談もお受けします。ひとりで悩まずに、まずはご相談ください。

## 条例に基づき、さまざまな 施策で支えています

### 見舞金の支給

犯罪行為により亡くなられた被害者のご遺族や入院を伴う疾病を負った被害者を支援するため、見舞金を支給します。

- **遺族見舞金**  
犯罪被害により死亡した場合に遺族に30万円を支給
- **傷病見舞金**  
犯罪被害により傷病等を受けた場合に10万円を支給（全治1ヵ月以上かつ入院3日以上を要する場合等）

### 日常生活の支援

犯罪被害により日常生活を営むことが困難となったかたに対して、必要な支援を行います。

- **カウンセリングの実施**  
犯罪被害者等の心の回復のために臨床心理士等がカウンセリングを行います。（上限:6回まで）
- **家事支援の提供**  
犯罪被害で家事等（調理、洗濯、掃除など）を行うことが困難となったかたに、家事支援としてホームヘルプサービスを提供します。（上限:1日3時間以内、合計93日まで）
- **一時保育費用の助成**  
犯罪被害により就学前の子を家庭で保育することが困難となり、一時保育を利用した場合に費用の一部を助成します。（上限:1回3,000円、合計10回まで）

### 居住の安定に向けた支援

- **転居費用の助成**  
上限20万円（1回限り）
- **家賃等の助成**  
生活保護家賃上限額を限度に6ヵ月まで

### 雇用の安定に向けた支援

事業主に対し、犯罪等により就業が困難となった犯罪被害者等が置かれている状況について理解を深めるよう、啓発などを行います。

### 市民及び事業者の理解の増進

市民及び事業者に対し、犯罪被害者等が置かれている状況、二次被害の可能性などについて理解を深めるよう、広報、啓発などを行います。

### 民間支援団体との連携協力

民間支援団体に対し、市が実施する犯罪被害者等の支援施策に係る情報提供や、必要な連携・協力を行います。

毎年11月25日～12月1日は  
「犯罪被害者週間」です



## 犯罪被害に遭うということは

犯罪の被害者やその遺族・家族のかたがたは、犯罪による直接的な心身の被害以外にも、さまざまな二次被害に苦しめられることになります。

### 犯罪被害による影響(二次被害)

精神的ショックやそれに伴う体調不良

医療費の負担や失職、転職などによる経済的困窮

警察の捜査や裁判による精神的・時間的負担

周囲の無責任なうわさ話やマスコミなどの過剰取材・報道によるストレス

## みんなで支えるために

犯罪被害者等が、受けた被害を回復し、または軽減し、再び平穏な暮らしを取り戻せるよう配慮していくことは、誰もが犯罪被害者等になり得る中で、社会全体として取り組むべき課題です。

そのためには、周囲の人たちが、犯罪被害者等が置かれた状況をよく理解し、被害者に配慮した対応を心がけることが大切です。

市民のみならず、市や関係機関が実施する支援施策にご協力いただきますようお願いいたします。

## 市以外の相談・関係窓口

### 警察相談窓口

#### ● 警察相談室(大阪府警察本部)

電話 #9110  
06-6941-0030  
受付時間 24時間対応

#### ● 箕面警察署(総務課 広聴相談係)

電話 072-724-1234

### その他の相談窓口

#### ● 性暴力防止センター・大阪 SACHICO

電話 072-330-0799  
受付時間 24時間対応

#### ● NPO 法人 大阪被害者支援アドボカシーセンター

電話 06-6774-6365  
受付時間 10:00~16:00  
(土日祝・年末年始を除く)

支援内容 電話相談・面接相談・直接的支援(警察、検察庁、裁判所、医療機関等への付添い、代理傍聴、マスコミ対応等)

#### ● 法テラス(日本司法支援センター)

##### 犯罪被害者支援ダイヤル

電話 0120-079714  
受付時間 月~金曜日 9:00~21:00  
土曜日 9:00~17:00

# 犯罪により 被害を受けたかたへ

ひとりで悩まずにご相談ください



## 箕面市犯罪被害者等支援相談窓口

箕面市 人権文化部 人権施策室

〒562-0015

箕面市稲一丁目14番5号 市役所第三別館

電話 072-724-6720

ファクス 072-725-8360

E-mail jinken@maple.city.minoh.lg.jp